

37	都市整備局	東京都住宅マスタープランの推進
概要	事業	<p>東京都住宅マスタープランは、東京都住宅基本条例第17条に基づいて策定するものであり、条例に定める住宅政策の目標や基本的施策を具体化し、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である。</p> <p>本計画は、都全域を対象としており、都民や事業者等に向けて協力と協働を求めるメッセージとなるものである。さらに、区市町村が、地域の特性に応じた区市町村住宅マスタープランを策定する際の指針となるものである。</p>
経過	これまでの	<p>東京都は、平成3年度に第一次の住宅マスタープランを策定して以来、おおむね5年ごとに改定を行いながら、都民の住生活の安定向上に向けて、時代に即した住宅政策を展開してきたところである。</p> <p>平成26年7月に「人口減少社会に向かう中、豊かな住生活実現のための住宅政策の新たな展開について」住宅政策審議会に諮問し、平成28年11月の答申を受けて、「豊かな住生活の実現と持続」を基本方針とする、新たな「東京都住宅マスタープラン」を平成29年3月に策定した。</p>

<p>「東京都住宅マスタープラン」では、施策の効果について検証を行っていくため、政策指標を設定している。</p>				
		主な政策指標	現在	目標
目 標 1	1	子育て支援住宅認定制度に基づく認定住宅の戸数	263戸 (平成28年12月末)	10,000戸 (平成37年度末)
		子育て世帯向け公共住宅の募集数	3万戸 (平成28～37年度)	
		都営住宅・公社住宅の建替えに伴う創出用地のうち、福祉インフラ整備への活用が見込まれる候補地の提供面積(※1)	30ha超 (平成26～36年度)	
		公社住宅における賃貸店舗等スペースへの生活支援施設等の募集件数(※2)	20件 (平成28～37年度)	
目 標 2	2	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率(一定のバリアフリー化)	42.9% (平成25年度末)	80% (平成37年度末)
		共同住宅の共用部分におけるバリアフリー化率	21.4% (平成25年度末)	30% (平成37年度末)
		サービス付き高齢者向け住宅等の供給戸数	17,528戸 (平成27年度末)	28,000戸 (平成37年度末)
目 標 3	3	都内の公営住宅における空き家募集の戸数、建替え・新規建設等の戸数の合計	13万8千戸 (平成28～37年度)	
		最低居住面積水準未満率	8.0% (平成25年度末)	ほぼ解消 (平成37年度末)
目 標 4	4	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	4.6% (平成27年度)	20%超 (平成37年度)
		リフォームの年間実施戸数	15万戸 (平成25年度)	26万戸 (平成37年度)
		既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合	8.5% (平成26年度)	20% (平成37年度)
目 標 5	5	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定しているマンションの割合	32% (平成23年度末)	70% (平成37年度末)
		マンションの建替え等の件数(累計)	約120件 (平成26年度末)	約240件 (平成37年度末)
		マンション再生まちづくり制度の指定地区	6地区 (平成32年度末)	
目 標 6	6	都営住宅の創出用地等における民間活用事業の実施数	10か所 (平成28～37年度)	
目 標 7	7	住宅の耐震化率	83.8% (平成27年3月末推計値)	平成37年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
		整備地域における不燃領域率	61% (平成26年度末参考値)	70%以上 (平成37年度末)
目 標 8	8	空家等対策計画を策定した区市町村数の全区市町村数に対する割合	80%以上 (平成36年度末)	
		都営住宅の共用部等における照明器具のLED化	全棟 (平成42年度末)	
※1		当該政策指標は、目標2、3、6にも設定している。		
※2		当該政策指標は、目標2、3にも設定している。		

現在の進行状況

見通し 今後の	<p>新たな東京都住宅マスタープランは、人口減少社会に向かう中、将来的な社会経済状況を見据えつつ、平成 37 年度までの 10 年間における施策展開の方向を示すものである。</p> <p>東京都住宅マスタープランに掲げた 8 つの目標を実現するため、「既存ストックの有効活用」、「多様な主体・分野との連携」、「地域特性に応じた施策の展開」の 3 つに着目し、具体的な施策を総合的・計画的に展開していく。</p>		
問い合わせ先	都市整備局 住宅政策推進部 住宅政策課	電話	03-5320-4913